

食品ロスを減らすためにできることは？

10月は食品ロス削減月間です



「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食品廃棄物のことです。日本では、令和2年推計で、約522万トンの食品ロスがあり、そのうち47%の247万トンが各家庭から発生しています。1人当たりで換算すると、年間でお茶碗約133杯の食品を捨てていると見積もられています。尾道市はごみ処理に伴うCO₂排出量削減のため、食品ロスの削減を推進しています。「もったいない」の文化を大切に、できることから取り組みましょう。

■家庭でできること

- 買いすぎを防止する。冷蔵庫の在庫確認、適切な量の購入（特売などで買いすぎない）
- 苦手な食べ物の贈答品は、フードバンクなどへ寄付する。相手への贈り物は、相手の好みを考慮する。
- 適切な量の料理を作ったり、料理の保存方法を工夫したりして、食べ残しが出ないよう工夫する。
- 冷蔵庫の中などの配置方法を工夫し、賞味期限が切れないようにする。また、適切な保存方法を調べる。



■その他の工夫

①旬の食材、地元の食材を使用する

現在日本は約60%の食品を輸入食品で賄っており、フードマイレージ（食料の輸送距離）が大きくなっています。食品を選ぶ際は、トレーサビリティ表示（生産、加工や流通など食品の取り扱いの記録）、国産の物や旬の物を意識して購入するようにしましょう。

②自宅でコンポストする

コンポストとは、家庭から出る生ごみなどを微生物の働きを活用して発酵・分解させることです。生ごみ処理が不要になり、たい肥を家庭菜園に使用することもできます。

環境政策課 ☎0848-38-9434

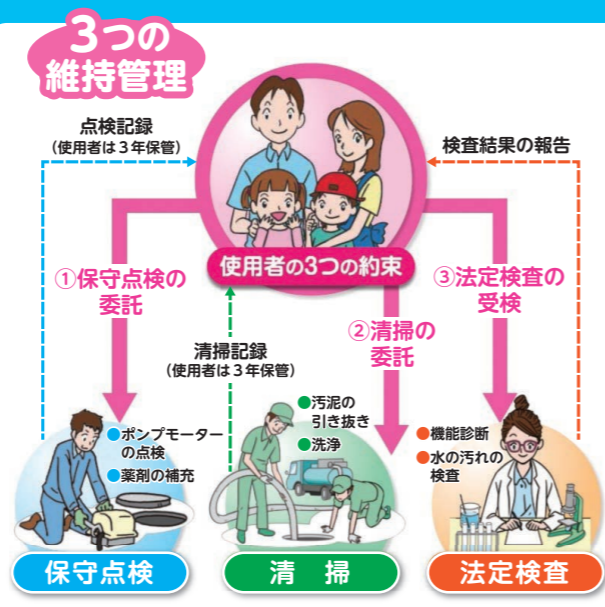
■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日時・期間 場所 対象 内容 定員 料金 特持参物 電子メール 締切

浄化槽はきちんと使ってきれいな水に

10月は浄化槽月間です（10/1は「浄化槽の日」）

浄化槽は、微生物の働きによって、トイレや台所から出る生活排水をきれいな水にして川や海に流すための設備です。浄化槽が水をきれいにするためには、微生物が働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切です。この役割を担う【保守点検】【清掃】【法定検査】の3つの維持管理を正しく行い、みんなできれいな水環境を守りましょう。（3つの維持管理は浄化槽法で浄化槽管理者に義務づけられています。）

上下水道局下水道課 ☎0848-29-7010



令和3年度 個人情報保護と情報公開の運用状況

個人情報保護制度

この制度は、個人情報を適正に取り扱い、個人情報を保護することによって、基本的人権を守ることを目的として運用しています。

☑個人情報ファイル届出の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報の保管に当たり、新たに個人情報ファイルを作成又は変更しようとするときは、市長に届け出ることとしています。

実施機関別個人情報ファイル届出状況

令和4年3月31日現在

実施機関	件数	実施機関	件数
市長	1,610	固定資産評価審査委員会	1
教育委員会	362	水道事業	47
選挙管理委員会	30	病院事業	488
監査委員	3	消防長	83
公平委員会	2	議会	13
農業委員会	66	公立大学法人尾道市立大学	61
		合計	2,766

☑目的外利用等の状況

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が保有個人情報を本来の目的以外に利用すること（目的外利用）及び実施機関以外に提供すること（外部提供）を原則的に禁止しています。ただし、本人の同意がある場合、法令の定めがある場合や公務執行上の理由により審議会の意見を聴いて市長が定めた場合は、行うことができることとしています。

目的外利用等の状況

単位：件

区分	目的外利用	外部提供
令和3年度	305	57

☑請求などの状況

尾道市個人情報保護条例では、市民の皆さんに、自分に関する情報の流れをコントロールする権利を保障するため、自分に関する情報の「開示・訂正・削除・中止」の請求権を定めています。また、個人情報の取扱いに関する苦情の申出や請求に係る決定に対する不服申立ての権利を保障しています。

開示請求及び決定の状況

単位：件

区分	請求件数	全部開示	一部開示	不存在	取下げ	却下
令和3年度	58	51	4	3	0	0

訂正・削除・中止の請求はありませんでした。

情報公開制度

この制度は、市民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な市政を一層推進することを目的としています。

☑公開の請求ができる人

①市内に住所がある人 ②市内に事務所などがある法人や団体 ③市内にある事務所などに勤務する人 ④市内にある学校に通学する人 ⑤市に対して納税義務のある人 ⑥市が行う事務事業に利害関係のある人（利害関係事項に関する公文書に限ります。）

☑請求の手続

公開の請求は、閲覧等したい公文書を保有している課の窓口で請求書を提出していただくことにより行います。

☑公開できない情報

公文書は公開を原則としておりますが、①法令等により公開できないもの ②個人情報 ③法人等情報 ④公共の安全の確保等に関する情報 ⑤意思形成過程等にある情報 ⑥事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報 ⑦国等に関する情報で事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報 などが記録されている公文書は公開できないことがあります。

☑請求などの状況

公開請求等及び決定の状況

単位：件

区分	公開請求（義務的公開）	公開申出（任意的公開）
請求件数	28	55
公文書件数	87	608
公開	13	60
部分公開	67	545
非公開	0	0
不存在	7	3
存否応答拒否	0	0
取下げ	0	0

☑情報コーナー

市役所本庁1階ロビーに情報コーナーを設けております。尾道市例規集、市議会の本会議会議録・委員会会議録、予算書・決算書、市の総合計画などの各種計画書、統計おのみち等の統計資料、パンフレット等の市政に関する資料を備え、閲覧テーブルで自由に閲覧できます。

総務課 ☎0848-38-9333